

ブレンドシックス

追加型投信／内外／資産複合



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定にもとづく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款のおもな内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

委託会社(ファンドの運用の指図をおこなう者)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第2831号

設立年月日:2014年11月25日

資本金:3億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:1,239億円
(資本金、運用純資産総額は2023年11月30日現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理をおこなう者)

三井住友信託銀行株式会社

照会先



スカイオーシャン・アセットマネジメント

ホームページ <https://www.soam.co.jp/> サポートデスク 045-225-1651 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (注)	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (部分ヘッジ)

(注)投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産(商品))資産配分変更型)

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ<https://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

この目論見書によりおこなうブレンドシックスの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月15日に関東財務局長に提出しており、2024年2月16日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更をおこなう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)にもとづき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法にもとづき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

ファンドの目的・特色

» ファンドの目的

インカム収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長をめざして運用をおこないます。

» ファンドの特色

特色
1

異なる強みを持つ6つの資産に投資します。

- 投資対象ファンドを通じて、主として中長期的に収益が期待できる6つの資産(日本国債、ヘッジ付海外債券、高金利海外債券、グローバル高配当株式、グローバルREIT、金)に投資します。
- 値動きが異なる傾向にある6つの資産を組み合わせることにより、基準価額の変動を抑えながらも、収益の獲得をめざします。

特色
2

基準価額への影響度合いがおおむね均等になるように 6つの資産に配分します。

- 各資産の基準価額への影響度合いが、6資産の間でおおむね均等になるような資産配分戦略(ブレンドシックス戦略)を用いて、値動きの影響度が特定の資産に偏らないことをめざします。
- 資産配分を定期的に見直すことで、基準価額の変動抑制効果を高めるとともに、魅力的な収益の獲得をめざします。

※6資産の合計組入比率は、高位を保つことを原則としますが、市況動向に急激な変化が生じた場合などにおいては、組入比率を引き下げる場合があります。

特色
3

年2回決算をおこない、収益の分配をめざします。

分配方針

- 毎年5月、11月の各15日(休業日の場合は翌営業日)に決算をおこない、原則として収益分配をめざします。
- 分配金については、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配をおこなわないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

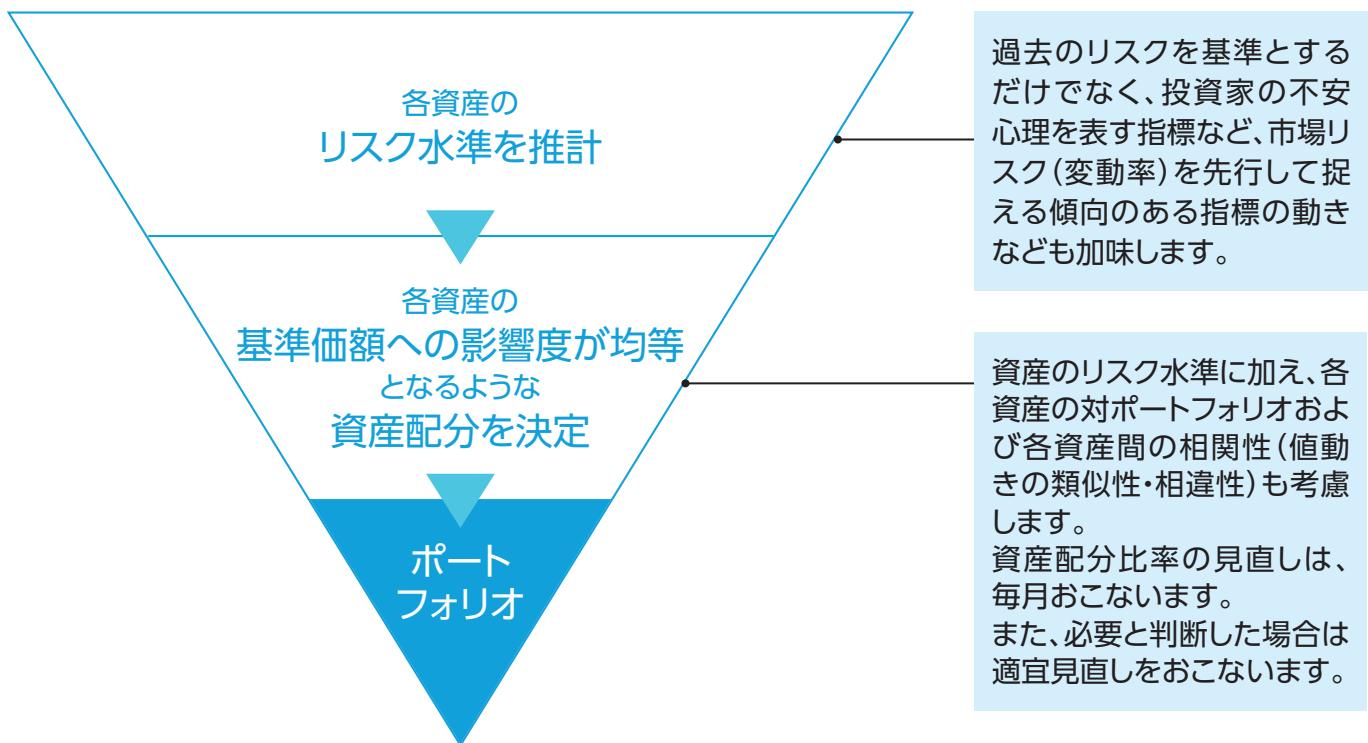
ファンドの目的・特色

「ブレンドシックス戦略」による資産配分決定プロセスとポイント

- 「ブレンドシックス戦略」にもとづいて資産配分を決定し、投資をおこないます。なお、資産配分の決定は、日興グローバルラップ*からの助言をもとに、スカイオーシャン・アセットマネジメントがおこないます。

*日興グローバルラップとは、資産配分の策定や運用アドバイザーの評価・選定など、資産運用サービスを幅広く提供するコンサルティング・カンパニーです。

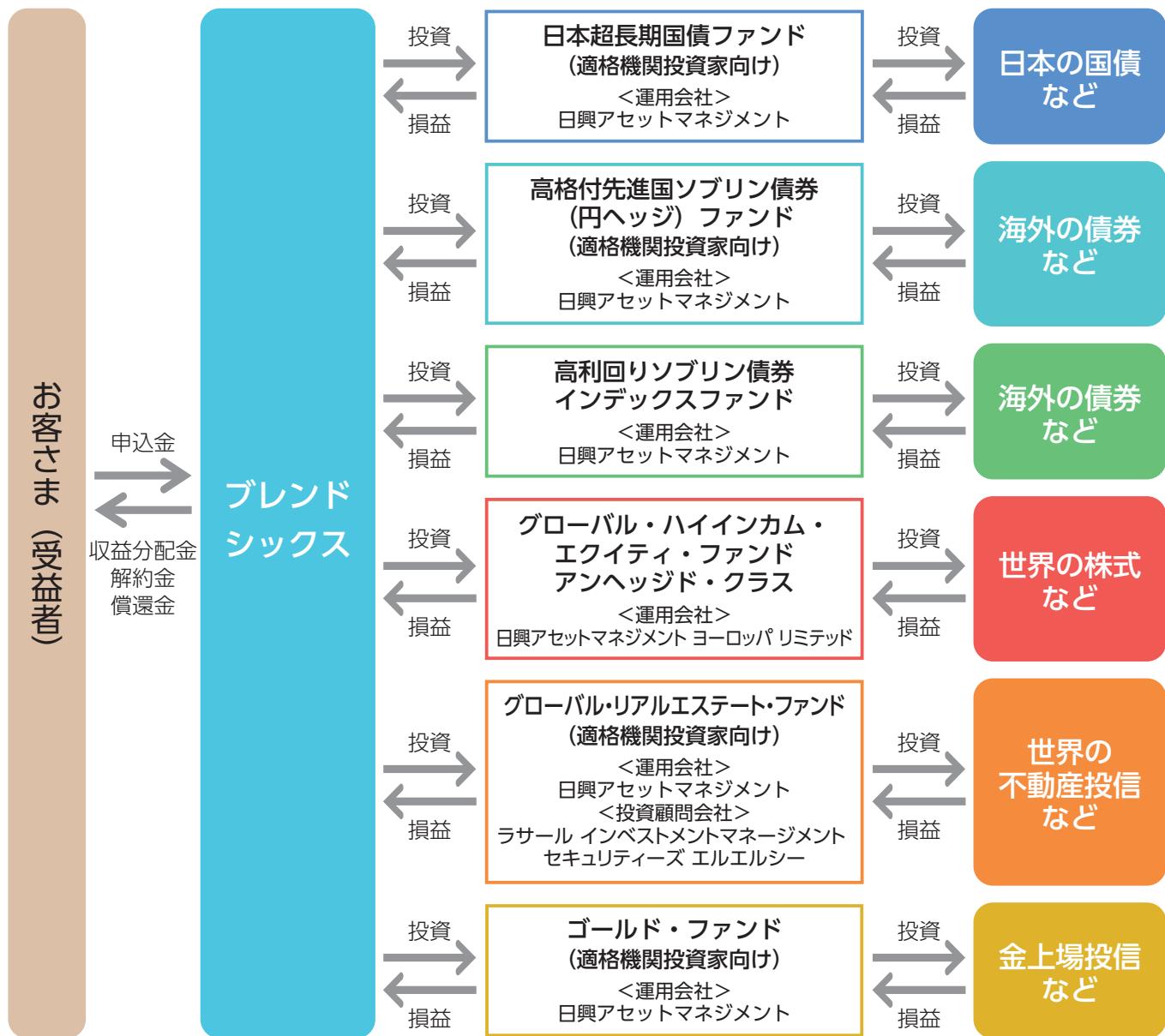
- 当ファンドで「ブレンドシックス戦略」と呼んでいる戦略は、年金運用の世界では「リスク・パリティ戦略」と呼ばれ、広く知られています。



※上記は2023年11月30日現在のプロセスであり、将来変更される場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「追加的記載事項」をご覧ください。

※投資対象ファンドのすべてに投資するとは限りません。



ファンド・オブ・ファンズ方式とは

お客様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用をおこなう仕組みです。

おもな投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資はおこないません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用はおこないません。

投資リスク

» 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等およびそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
リートの価格変動リスク	リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リートおよびリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。
金上場投信の価格変動リスク	金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落した場合、金上場投信の価格は下がり、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、投資対象ファンドにおいて、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減をはかる場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジをおこなう通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

» その他の留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

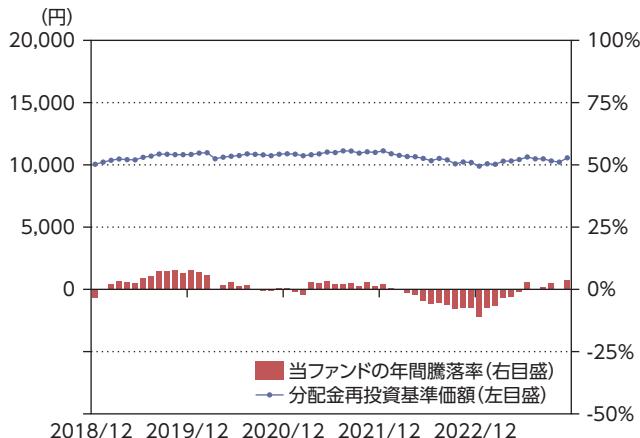
» リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、定期的に代表取締役社長(流動性リスクに関しては取締役会)に報告します。

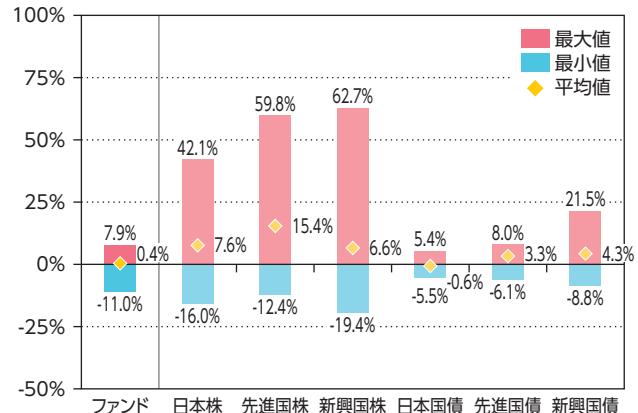
[参考情報]

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- *2018年12月～2023年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指標

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指標を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指標のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をおこないません。また、株式会社野村総合研究所および各指標のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

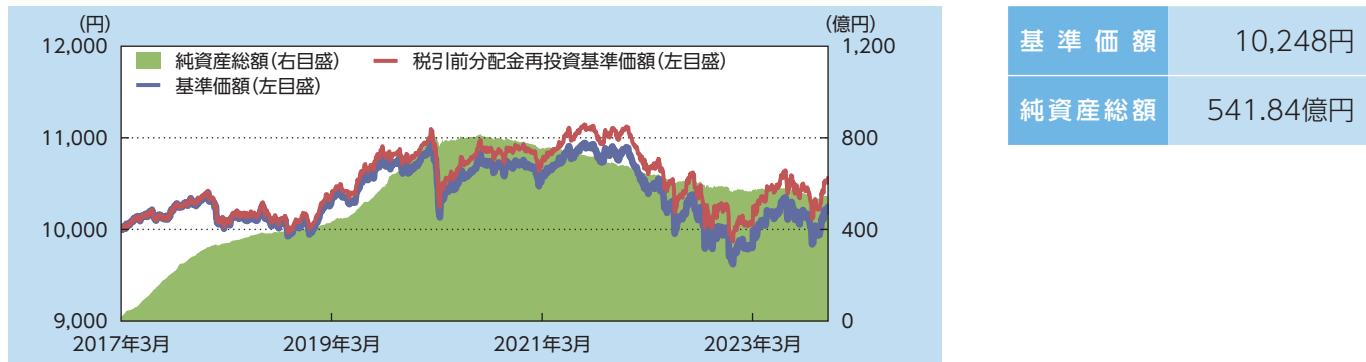
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

設定日:2017年3月13日
作成基準日:2023年11月30日

ブレンドシックス

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:315円

決算期	2021年11月	2022年5月	2022年11月	2023年5月	2023年11月
分配金	25円	25円	25円	25円	25円

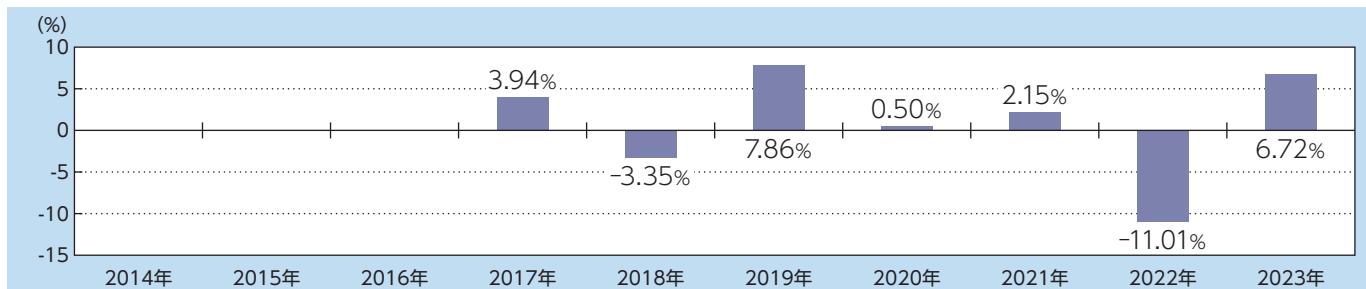
※運用状況によっては、分配金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
日本超長期国債ファンド(適格機関投資家向け)	27.4%
高格付先進国ソブリン債券(円ヘッジ)ファンド(適格機関投資家向け)	25.5%
ゴールド・ファンド(適格機関投資家向け)	16.9%
高利回りソブリン債券インデックスファンド	14.3%
グローバル・ハイインカム・エクイティ・ファンド アンヘッジド・クラス	8.3%
グローバル・リアルエステート・ファンド(適格機関投資家向け)	6.2%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間收益率の推移(暦年ベース)



※收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※2017年は設定日から年末までの收益率です。2023年は年初から作成基準日までの收益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	2024年2月16日から2024年8月15日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込受付不可日	申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日　　・ロンドンの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限をおこなう場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2017年3月13日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年5月、11月の各15日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年2回、毎決算時に原則として収益分配をおこなう方針です。 収益分配金の受取方法により「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則、 https://www.soam.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に 3.3%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品説明等にかかる費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	純資産総額に対して年率0.968%(税抜0.88%) 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
		支払先	内訳(税抜)
		委託会社	年率0.37%
		販売会社	年率0.47%
		受託会社	年率0.04%
		投資対象とする 投資信託証券 ^{*1}	純資産総額に対して年率0.430%以内(税込)
	実質的な負担 ^{*2}	純資産総額に対して 年率1.398%以内(税込) ※この値は目安であり、投資信託証券の実際の組入れ状況により変動します。	
その他の費用・ 手数料		有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用、投資対象ファンドの解約とともに信託財産留保額等をその都度、監査費用を日々、ファンドが負担します(投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。)。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	有価証券の売買・保管にかかる費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務にかかる諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用

*1 ファンドが投資対象とする投資信託証券の想定される組入比率にもとづき委託会社が算出した上限値です。

この他に投資対象とする投資信託証券の一部においては固定報酬がかかります。

*2 ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆さまが実質的に負担する信託報酬率になります。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

〈税金〉

◆税金は表に記載の時期に適用されます。

◆以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2023年11月30日現在のものです。

※少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

投資対象としている投資信託証券の概要は以下のとおりです。

投資対象ファンドのすべてに投資するとは限りません。

以下の内容は、2023年11月30日現在、委託会社が知り得る情報にもとづいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

投資対象ファンド	運用会社	おもな投資対象・ 投資地域	運用の基本方針等
日本超長期国債 ファンド (適格機関投資家向け)	日興アセット マネジメント 株式会社	日本の 超長期国債	主として、日本の超長期国債に投資をおこない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用をおこないます。
高格付先進国ソブリン 債券(円ヘッジ)ファンド (適格機関投資家向け)	日興アセット マネジメント 株式会社	世界の高格付国の ソブリン債券	主として、日本および世界の高格付け国の中から、為替ヘッジコスト考慮後の利回りや信用力等を勘案して複数国を選定し、当該国通貨建てのソブリン債券に分散投資するとともに、外貨建て資産については為替ヘッジをおこなうことにより、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用をおこないます。
高利回りソブリン債券 インデックスファンド	日興アセット マネジメント 株式会社	日本を除く 世界の高利回り国の ソブリン債券	主として、ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)*の構成国のソブリン債券に投資をおこない、当該指数に連動する投資成果をめざします。
グローバル・ ハイインカム・ エクイティ・ファンド アンヘッジド・クラス	日興アセット マネジメント ヨーロッパ リミテッド	世界の 高配当利回り株式	世界の株式(預託証書を含みます。)に投資することにより信託財産の中長期的な成長をめざします。
グローバル・ リアルエステート・ ファンド (適格機関投資家向け)	日興アセット マネジメント 株式会社	世界の 不動産関連有価証券	主として、不動産関連有価証券(不動産関連企業が発行する株式および上場不動産投資信託証券などの有価証券をいいます。)に投資をおこない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用をおこないます。
ゴールド・ファンド (適格機関投資家向け)	日興アセット マネジメント 株式会社	金地金価格への 連動をめざす 上場投資信託証券	主として、金地金価格への連動をめざす上場投資信託証券に投資をおこない、信託財産の成長をめざして運用をおこないます。

* 「Bloomberg®」およびブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよび同インデックスの管理者であるブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッドをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、高利回りソブリン債券インデックスファンドの管理会社(Nikko Asset Management Luxembourg S.A.)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当該ファンドの管理会社とは提携しておらず、また、当該ファンドを承認、支持、レビュー、推薦するものではありません。ブルームバーグは、当該ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

